

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策(令和 8 年度)

➤竹林の整備及び竹材の利用について、国においては所有者や地域住民等が行う伐採等の竹林整備・加工機械・施設等の導入や、生産性向上・消費拡大に係る取組等への支援、FITによる利用面での制度措置などにより対策・支援を行っています。

林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る対策

	事業・制度名	内容	事業実施主体	担当課
① 竹林整備に関する支援メニュー	森林整備事業	○人工林内に侵入した竹の伐採・除去、間伐等の施業と併せて行う周辺の森林を被圧しつつある竹林の整備を支援	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けた者等	整備課
	里山林活性化による多面的機能発揮対策 (地域活動型(竹林資源活用))	○地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援 〔竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等〕 ○上記活動の実施に必要な資機材等の購入・賃借料の支援 〔刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、柵等構築物の資材、携帯型GPS機器、林内作業車、薪割り機、薪ストーブ、炭焼き小屋等〕	地域住民又は森林所有者等からなる3名以上の団体、地域の自治会、NPO法人等	森林利用課
② 竹材利用に関する支援メニュー	森林集約・循環成長対策のうち 特用林産振興施設等の整備	○特用林産物生産基盤、生産施設等整備の支援 〔竹林改良、作業道整備、チップパー、竹割機、竹粉製造機、結束機、乾燥施設、木質バイオマス利用促進施設等〕	都道府県、市町村、森林組合、農業協同組合、農事組合法人、林業者等の組織する団体等	経営課
	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策	○生産性向上に資する生産者の先進的取組を支援	民間団体等	経営課
	再生可能エネルギー FIT・FIP制度	○竹を含む木質バイオマスによる発電に対して、一定期間固定価格で電力を買取(FIT制度)、又は市場売電後に当該電気供給量にプレミアム単価を乗じた額を交付(FIP制度)		木材利用課

森林整備事業 <公共>

令和8年度予算額 127,133百万円 (前年度 125,565百万円)
〔令和7年度補正予算額 52,282百万円〕

<対策のポイント>

森林吸収源の機能強化や国土強靱化に資する、**林野火災対策、クマ・シカ等対策**、森林の集積・集約化の加速化に向けた**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を推進します。

<事業目標>

- 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施 (45万ha [令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均])
- スギ花粉の発生量の削減 (令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで])

<事業の内容>

1. 間伐や再造林、路網整備等

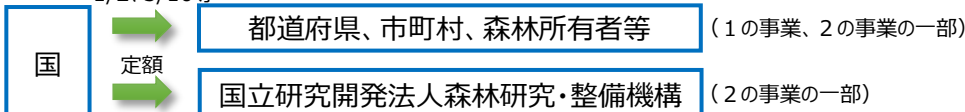
- ① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進するとともに、**林業適地等における林道の開設・改良等**を推進します。
- ② **森林の集積・集約化を進める地域**において、**基盤となる林道の整備や効率的な森林整備**を支援します。
- ③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

2. 豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

- ① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、重要インフラ施設周辺の森林等について、市町村等の**公的主体による復旧・整備**を推進するとともに、**防災上重要な幹線林道の整備**を推進します。
- ② 林野火災の危険度が高い地域において、**山火事防止施設を備えた防火機能の高い林道や延焼防止に資する防火林帯の整備**を支援します。
- ③ クマ類を始めとする野生鳥獣の人身被害対策として、**生息環境整備のための広葉樹林化や林縁部における緩衝林帯の整備等**を支援します。

<事業の流れ>

1/2、3/10等



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

間伐や再造林、路網整備等

省力・低コスト造林による
再造林面積の確保

路網整備の推進に
より再造林等を後押し



造林



下刈り



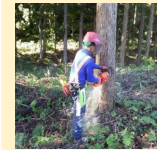
幹線林道の整備

森林資源の
循環利用



公益的機能の持続的発揮

森林の集積・集約化を進める地域において、**基盤となる林道の整備や効率的な森林整備**を支援



間伐等の森林施業や路網整備

花粉発生源対策として伐採・植替えの一貫作業
や路網整備等を支援



伐採・植替えの一貫作業

豪雨・台風等による被害を受けた森林の整備、林道の強靱化等

豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等における**復旧・整備**や**防災上重要な幹線林道の整備**を推進

林野火災や人身被害の多発するクマ類への**対策となる森林整備**を支援



台風による風倒木被害



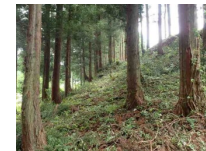
奥地水源林



幹線林道のり面保全



防火林帯の整備



緩衝林帯の整備

〔お問い合わせ先〕 林野庁整備課 (03-6744-2303)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策

令和8年度予算額 951百万円（前年度 951百万円）

<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70% [令和11年度]）

<事業の内容>

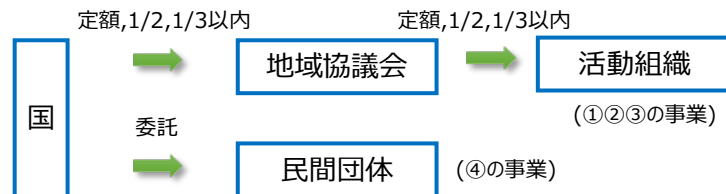
里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業者による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

- 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

- 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

実践

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



[お問い合わせ先] 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

<対策のポイント>

木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築と、それに必要な森林の集積・集約化の推進に向けて、林業の生産基盤強化や再生林の省力・低コスト化、公共建築物の木造化の推進等の川上から川下までの総合的な取組を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加（35百万m³〔令和6年〕→42百万m³〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 森林の集積・集約化促進対策

民国連携による集積・集約化の促進に向け、国有林による民有林と協調した森林整備や境界の明確化等を実施するとともに、集積・集約化を支援する人材育成や集約化に係るノウハウを整理・分析します。

2. 林業・木材産業循環成長対策

改正森林経営管理法に基づく集約化構想の作成など集約化に参画・協力する者による生産基盤強化、需要拡大対策等を支援します。

① 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、省力・低コスト再生林等の取組を一体的に支援するとともに、先進的な林業機械等の導入や苗木の生産技術・生産性の向上等の取組を支援します。

② 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、木造公共建築物、木材加工流通施設の整備等を支援します。

3. 林業・木材産業金融対策

意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備等に対する融資の円滑化を図ります。

（関連事業） 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

〔令和7年度補正予算額〕1,410,000千円

森林の集積・集約化促進対策

- 民国連携による集約化の推進・木材供給の加速化
- 専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析

林業・木材産業循環成長対策

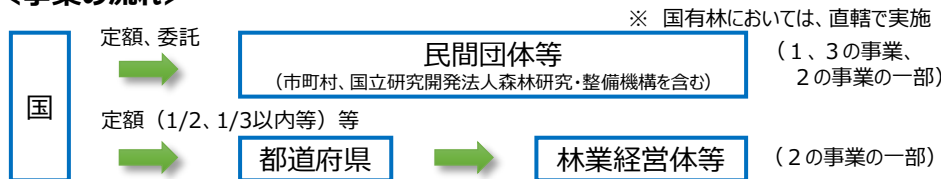
- 循環型資源基盤整備強化対策（間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再生林、コンテナ苗生産基盤施設等の整備）
- 先進的な林業機械等の導入
- 森林整備地域活動支援対策
- 林業の多様な担い手の育成
- 山村地域の防災・減災対策
- 森林資源保全対策
- 優良種苗生産推進対策
- 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備、木造公共建築物等の整備）

林業・木材産業金融対策

- 林業施設整備等利子助成事業
- 林業信用保証事業（木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業、保証活用支援事業、木材産業等高度化推進資金事業）



<事業の流れ>



〔お問い合わせ先〕

(1の事業)	林野庁森林利用課	(03-6744-2126)
(2の事業)	計画課	(03-6744-2082)
(3の事業)	企画課	(03-3502-8037)

特用林産振興施設等の整備（継続）

令和8年度予算額 7,994,961千円（前年度7,033,014千円）の内数

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

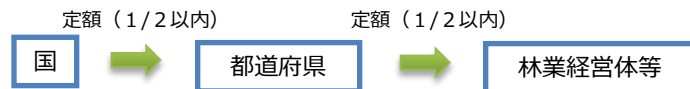
2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備



林内作業車の導入

木材需要の創出・輸出力強化対策

令和8年度予算額 166,391千円（前年度217,547千円）

<対策のポイント>

木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 木質バイオマス利用環境整備事業** 68,155 (90,351) 千円
 「地域内エコシステム」の普及に向けた取組を支援するとともに、林地残材の活用を促進するための環境整備の取組を支援します。
- 2. 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 15,000 (20,000) 千円
 CLT、構造用集成材等の海外市場におけるテストマーケティングの実践・分析等を支援します。
- 3. 「クリーンウッド」実施支援事業** 41,756 (52,848) 千円
 事業者による合法性確認の取組の支援、専門委員会の設置、違法伐採関連情報等の提供を実施します。
- 4. ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 23,800 (28,000) 千円
 国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する木材利用の意義への認知向上等、普及啓発を推進します。
- 5. 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 17,680 (26,348) 千円
 特用林産物の生産性向上に資する先進的取組、輸出産地づくりに向けた生産者団体等の連携強化の取組等を支援します。

川上: 燃料供給

【地域協議会】

川中: 燃料製造

川下: エネルギー利用

「地域内エコシステム」の普及を支援、林地残材の利用環境の整備

専門家等を構成員とする輸出協議会

テストマーケティング（ニーズ、商流等把握）の実践・分析、関係者への普及啓発等を支援

各種イベントの開催やブース出展

情報提供サイト

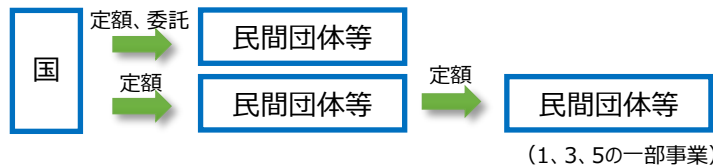
木材関連事業者に対する研修等の実施を支援

Webコンテンツの制作と情報発信

生産性向上に資する先進的取組への支援

輸出に向けた情報交換会の実施を支援

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1～4の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
 (5の事業) 経営課 (03-3502-8059)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材等の付加価値向上・需要拡大対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち 特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業（継続）

令和8年度予算額 17,680千円（前年度26,348千円）

<対策のポイント>

特用林産物の国際競争力強化を図るため、**特用林産物の生産性向上、輸出産地づくりに向けた取組**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 特用林産物の生産性向上

- ① きのこと原木の需給動向に関する情報収集及び需給マッチングを支援
- ② 新技術の採用や川上事業者と連携したきのこ・薪炭向け原木の効率的な調達等の生産性向上に資する生産者の先進的取組を支援

1. 特用林産物の生産性向上



AIを活用した椎茸の選別



重機によるきのこ原木生産



アシストスーツによる軽労化

2. 特用林産物の国際競争力強化

特用林産物の輸出産地づくりに向け、**生産者団体等の連携強化**の取組を支援

2. 特用林産物の国際競争力強化

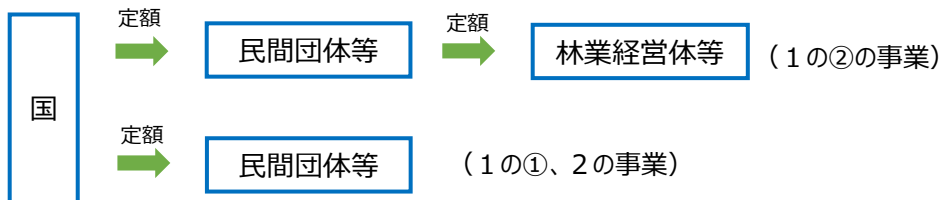


情報交換会の実施による連携強化



輸出産地の拡大、輸出量の増加

<事業の流れ>

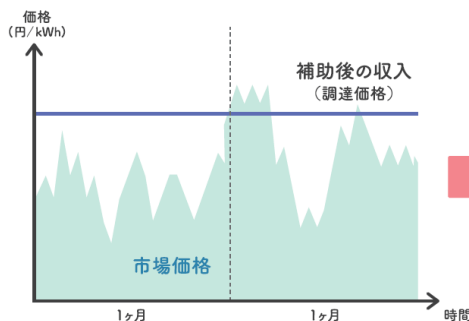


[お問い合わせ先] 林野庁経営課 (03-3502-8059)

FIT/FIP制度について

FIT制度 価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ

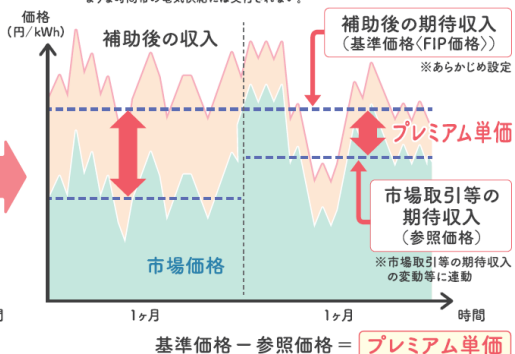
③ 需要ピーク時(市場価格が高い)に供給量を増やすインセンティブなし



FIP制度 補助額(プレミアム)が一定で、収入は市場価格に連動

③ 需要ピーク時(市場価格が高い時)に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり

※プレミアムは、参照価格に連動して1ヶ月ごとに更新され、また、出力制御が発生するような時間帯の電気供給には交付されない。



調達価格・基準価格及び調達期間・交付期間(令和8年度)

木質バイオマス	間伐材等由来木材(2,000kW未満)	間伐材等由来木材(2,000kW以上)	一般木質 ※10,000kW以上は新規支援対象外	建設資材廃棄物
調達価格・基準価格※1	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh	13円/kWh
調達期間・交付期間※2	20年間			

※1 FIT制度は税を加えた額が調達価格、FIP制度は基準価格

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間

(令和8年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、1,000kW以上はFIP制度。
- ・ 上記以外はFIT制度又はFIP制度を選択可能。

(令和9年度)

- ・ 50kW未満はFIT制度、50kW以上はFIP制度。

区分	該当する主な木質バイオマス(竹由来のものを含む)
間伐材等由来の木質バイオマス	<p>① 間伐材 目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採によるもの(侵入竹を含む)</p> <p>② ①以外の方法により伐採された木材以下のア～ウから伐採等される木材が対象 ア 森林経営計画対象森林 イ 保安林・保安施設地区 ウ 国有林野施業実施計画対象森林</p>
一般木質バイオマス	<p>① 製材等残材</p> <p>② その他由来の証明が可能な木材 ア 森林からの伐採木材(上記の「間伐材等由来の木質バイオマス」に該当しない木材・竹、輸入材) イ 伐採届等を必要としない木材等(果樹剪定枝、ダム流木 等)</p>
建設資材廃棄物	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第2条第2項に規定する建設資材廃棄物</p> <p>木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の証明のない木材、竹についても、この区分が適用される。</p>

間伐材等由来の木質バイオマス

＜木質バイオマス証明ガイドラインに準拠した証明・分別管理が必要＞

一般木質バイオマス

＜木質バイオマス証明ガイドラインに準拠した証明・分別管理が必要＞

建設資材廃棄物

① 間伐材
目的樹種の健全な成長を図るために行う伐採によるもの(侵入竹を含む)

② ①以外の方法により伐採された木材以下のア～ウから伐採等される木材が対象
ア 森林経営計画対象森林
イ 保安林・保安施設地区
ウ 国有林野施業実施計画対象森林

① 製材等残材

② その他由来の証明が可能な木材
ア 森林からの伐採木材(上記の「間伐材等由来の木質バイオマス」に該当しない木材・竹、輸入材)
イ 伐採届等を必要としない木材等(果樹剪定枝、ダム流木 等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第2条第2項に規定する建設資材廃棄物

木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の証明のない木材、竹についても、この区分が適用される。